

事 務 連 絡

平成 2 9 年 6 月 23 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課

情報連携開始に向けた本番用副本登録について（依頼）

日頃より、予防接種行政に適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

各地方公共団体におかれては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）に基づく情報連携の開始に向けて、本番用副本データの正確性（正本データとの一致）が担保されることが重要であることご理解の上、本番用副本登録作業を行っていただいていることと存じます。

今般、総務省より各府省宛に「地方公共団体の本番用副本登録の進捗状況の確認について（依頼）」（事務連絡）（別添参考 1）が発出され、情報連携の開始に向けて必要な本番用副本登録及び本番用副本の正確性の担保を実施するよう助言等を地方公共団体に対して行う旨依頼があったところです。

併せて、総務省より各都道府県宛に「情報連携開始に向けた留意事項等について（通知）」（別添参考 2）が発出され、情報連携の開始に向けた中間サーバー稼働状況に係るスケジュール等が示されたところです。

つきましては、上記のスケジュール等にご留意いただくとともに、各都道府県におかれましては、下記を踏まえたご対応をいただきますようお願いいたします。

記

各都道府県におかれては、貴都道府県から総務省・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に報告を行った貴都道府県並びに管内市町村（特別区を含む。）並びに情報連携を行う一部事務組合及び広域連合（後期高齢者医療広域連合を除く。）（以下「管内市町村等」という。）の副本登録の進捗状況を踏まえ、管内市町村等に対して、進捗状況に応じて副本登録の実施を促していただきますようお願いいたします。

○担当

厚生労働省健康局健康課予防接種室

連絡先：03-5253-1111（内線 2328）

事 務 連 絡

平成 29 年 6 月 7 日

各府省番号制度主管課 御中

総務省大臣官房個人番号企画室

地方公共団体の本番用副本登録の進捗状況の確認について（依頼）

標記の件について、第 2 回運用調整部会（平成 29 年 4 月 27 日開催）及び「情報連携に係る本番用副本登録とその正確性の担保について」（平成 29 年 5 月 12 日付け事務連絡。別添参照。）において通知しているとおり、本番用副本登録の登録状況が芳しくない、又は登録件数確認・サンプルチェックの実施率が低い特定個人情報がある地方公共団体に対しては、当該特定個人情報を所管する各府省から当該地方公共団体に対して助言等を行っていただくこととしているところです。このたび J-LIS において、その助言等を行うに当たり必要となる「本番用副本登録進捗状況集計シート」（平成 29 年 6 月 3 日 21 時 30 分時点）を別添のとおりとりまとめましたので共有します。

各府省におかれては、本番用副本登録進捗状況集計シートを確認の上、例えば登録予定件数に対する実登録件数の割合が 5 割を下回る（（f）欄参照）など進捗が芳しくない、又は登録件数確認・サンプルチェックを行っていない（登録対象範囲（件数）の確認欄、登録後の正確性の確認欄、（d）欄参照）特定個人情報がある団体に対して、本年 6 月末までに必要な副本登録及び副本の正確性の担保を実施するよう助言等行ってください。

なお、本年 6 月中は定期的に本番用副本登録進捗状況集計シートを更新の上、送付することを申し添えます。

**【担当】**

総務省大臣官房個人番号企画室 森中、青野  
（直通）03-5253-5110 （FAX）03-5253-5112  
（メール）h.aono@soumu.go.jp

事 務 連 絡  
平成 29 年 6 月 19 日

各都道府県社会保障・税番号制度担当課 御中

総務省大臣官房個人番号企画室

### 情報連携開始に向けた留意事項等について（通知）

「情報提供ネットワークシステムの運用開始について」（平成 29 年 4 月 21 日府番第 77 号・総官企第 227 号通知。以下「運用開始通知」という。）において通知しており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムは平成 29 年 7 月 18 日から運用を開始することを想定しており、同日から番号利用法第 19 条第 7 号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供（以下「情報連携」という。）が開始されることとなります。情報連携を開始するに当たって留意等すべき事項を下記のとおり通知しますので、遺漏なく情報連携の準備を進めていただくようお願いします。

貴課におかれては、本通知の内容を把握の上、貴都道府県の関係部局に周知するとともに、域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）並びに情報連携を行う一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）に対して、この旨周知していただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 本番号副本初期登録について

本番号副本初期登録は、「本番号副本登録実施要領（地方公共団体向け）」（内閣官房番号制度推進室、総務省大臣官房企画課個人番号企画室、地方公共団体情報システム機構から発出。以下「実施要領」という。）及び「本番号副本初期登録スケジュールの繰上げ等について」（平成 29 年 4 月 17 日付け事務連絡）に対する回答に基づき、平成 29 年 6 月 23 日までに実施することとなっているところです。

各地方公共団体においては、スケジュールどおり本番号副本初期登録を確実に実施するとともに、本番号副本登録実施要領「6 管理要領」の項において示されており、市町村等においては初期登録が完了した日の翌開庁日までに都道府県へ報告し、都道府県においては、当該報告を受けた当日中に地方公共団体情報システム機構（以

下「機構」という。)へ報告するとともに、都道府県分の副本登録についても初期登録が完了した日の翌開庁日までに機構へ報告してください。

## 2 自治体中間サーバーの機能強化後の運用確認について

機構において、地方公共団体からの要望を受け、自治体中間サーバーの機能強化(機能強化の詳細は「自治体中間サーバー通信(第015号)」(平成29年4月21日付け機構個人番号センター中間サーバー部から発出)を参照してください。)を実施しており、その一部(情報提供の自動応答)が平成29年7月に利用可能となります。これを受け、各地方公共団体において、平成29年7月3日から7月7日までの間で、自治体中間サーバーの機能強化後の運用確認を行うことを可能としていますので、各地方公共団体においては、従前の仕様で即時の情報提供が得られず十分な運用確認を行えなかったケース等について運用確認を実施してください。運用確認に関して不明な点については、自治体中間サーバー・ヘルプデスクにお問い合わせください。

なお、情報連携の円滑な施行に向けた業務習熟のために情報連携のテストを行うことを希望する団体等は、当該期間において情報連携のテストを実施してください。

## 3 モード切替等に伴う自治体中間サーバーの計画停止について

平成29年7月3日から7月7日までの間は、自治体中間サーバーの機能強化後の運用確認を行うため、自治体中間サーバーを総合運用テスト実行モードに切り替えますので、このモード切替等の対応のため、平成29年7月1日、2日、8日及び9日は、自治体中間サーバーは計画停止することとなります。

## 4 本番用マスターデータの適用について

平成29年7月10日に情報提供ネットワークシステムから本番用マスターデータ(マスターデータリリース4)を配信することを受け、機構において平成29年7月10日から7月12日までの間に自治体中間サーバーへの本番用マスターの適用作業を行うこととなります。この作業のため、当該期間は、自治体中間サーバーは計画停止することとなります。

## 5 情報連携開始前の情報連携抑止について

平成29年7月8日から情報提供ネットワークシステムにおいて本番用マスターデータの配信等の作業を行いますが、運用開始通知を踏まえ、平成29年7月8日から17日(想定)までの間は、情報提供ネットワークシステム運営主体において、原則として本番の情報連携を抑止する制御を行います。

## 6 情報連携開始までの符号取得・副本登録可能時期について

平成 29 年 7 月 1 日から 12 日までの間は、自治体中間サーバーが総合運用テスト実行モード又は計画停止となることから、符号取得及び副本登録を行うことができません。これを受け、平成 29 年 7 月 1 日から 12 日までの間に発生した符号取得及び副本登録については、平成 29 年 7 月 13 日から 7 月 17 日までの間において行うことができることとしましたので、各地方公共団体においては当該期間に符号取得及び副本登録を行ってください。

なお、符号取得については、通常土日祝日は行えませんが、平成 29 年 7 月 15 日から 17 日までの間は、住民基本台帳ネットワークシステムも自治体中間サーバーの稼働時間に合わせて稼働させることとしましたので、符号取得も可能となっております。

## 7 副本登録を行わない特定個人情報に係る自動応答制限設定について

真にやむを得ない理由により、一部の特定個人情報についてあらかじめ副本登録を行わず番号利用法第 21 条第 2 項の規定による総務大臣からの特定個人情報の提供の求めがあった旨の通知の都度に副本登録を行う場合には、情報連携開始までに当該特定個人情報に対して自動応答制限設定を行ってください。

ただし、自動応答制限設定されていたとしても、情報提供の求めがあった場合には番号利用法第 22 条第 1 項に規定する情報提供義務が解除されず、また、通常の情報連携を行うことができないことにより運用開始通知に規定する試行運用における業務習熟及び事務の確認・検証に支障を及ぼすおそれがあることから、自動応答制限設定は、真にやむを得ない理由があるときに限るようにしてください。

## 8 情報共有サイトへ掲載する連絡窓口情報の更新について

情報連携において、各機関間の連絡は情報共有サイトに掲載された連絡窓口情報を使用して行うこととなります。そのため、人事異動に伴う担当者の変更等により連絡窓口情報に変更がある場合には、「情報提供ネットワークシステム接続運用規程等の施行版について」（平成 29 年 5 月 31 日付け事務連絡）において通知している情報提供ネットワークシステム接続運用規程（2.2.2 連絡窓口の登録（変更））の規定に従って、連絡窓口情報の変更手続を遺漏なく行ってください。

## 9 副本登録における外部記録媒体の取扱いについて

副本登録は、秘匿性の高い特定個人情報を取扱うことから、外部記憶媒体を用いずに実施することが望ましいと考えられます。

しかしながら、副本の件数が極めて少ないなどの特段の事情から、正本データを格納している業務システムから外部記録媒体を使用して副本登録を実施する運用としている場合には、当該外部記憶媒体の厳重な管理を行うことやパスワードを設定する

など十分な安全対策を施し、情報漏洩等の事故が生じないよう万全を期すようお願いいたします。

(参考) 平成 29 年 7 月の自治体中間サーバーの稼働状況等について

	モード	概要	備考
1 日～2 日	計画停止	モード切替作業等	
3 日～7 日	テスト	運用確認期間	
8 日～9 日	計画停止	モード切替作業等	情報連携抑止実施
10 日～12 日	計画停止	本番用マスターデータ適用作業	情報連携抑止実施
13 日～17 日	通常	差分副本登録・符号取得期間	情報連携抑止実施
18 日～	通常	情報連携開始	

(凡例) テスト：総合運用テスト実行モード      通常：通常実行モード

**【自治体中間サーバー稼働時間】**

平日：8時から21時まで（副本登録は24時まで可能）

土日祝日：9時から17時まで

※ 計画停止期間中を除く

**【担当】**

総務省大臣官房個人番号企画室

安本、青野、佐藤（勝）、佐藤（貴）

（直通）03-5253-5110      （FAX）03-5253-5112

（メール）k20.satou@soumu.go.jp

t16.satou@soumu.go.jp